

平成28年 第11回
教育委員会臨時会会議録

平成28年4月26日 (火)

港区教育委員会

平成28年第11回臨時会

日 時 平成28年4月26日(火) 午後3時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	小 島 洋 祐
	委員長職務代理者	綱 川 智 久
	委 員	永 山 幸 江
	委 員	澤 孝 一 郎
	教 育 長	小 池 眞 喜 夫

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	益 口 清 美
	庶 務 課 長	佐 藤 雅 志
	教育施策担当課長	山 田 康 友
	学 務 課 長	新 井 樹 夫
	学校施設担当課長	奥 津 英 一 郎
	学校整備担当課長	瀧 澤 真 一
	生涯学習推進課長	横 尾 恵 理 子
	図書・文化財課長	山 越 恒 慶
	指 導 室 長	渡 辺 裕 之

「書 記」	庶務課庶務係長	佐 京 良 江
	庶務課庶務係	佐 藤 珠 実

「議題等」

日程第1 審議事項

議案第39号 港区奨学資金貸付金返還金の債権放棄について

議案第40号 「港区文化財総合目録」への新規登録について

日程第2 教育長報告事項

- 1 特別支援教室の利用者数について
- 2 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ誘致に向けての取組状況等について
- 3 図書館の平成27年度利用集計について
- 4 平成28年度港区小中学生海外派遣事業について
- 5 平成28年度「組体操」における事故防止に向けた取組について

- 6 生涯学習推進課の5月事業予定について
- 7 図書館・郷土資料館の5月行事予定について
- 8 5月指導室事業予定について

「開会」

○小島委員長 皆さんこんにちは。ただいまから平成28年第11回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

(午後3時00分)

「会議録署名委員」

○小島委員長 それでは、日程に入ります。

本日の署名委員は永山委員にお願いいたします。

日程第1 審議事項

1 議案第39号「港区奨学資金貸付金返還金の債権放棄について」

○小島委員長 日程第1、審議事項に入ります。

議案第39号「港区奨学資金貸付金返還金の債権放棄について」説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、議案第39号「港区奨学資金貸付金返還金の債権放棄について」ご説明をいたします。

議案資料ナンバー1でございます。資料の構成でございますが、1ページが債権放棄の概要、2ページが参考資料として昨年7月に当教育委員会で放棄へ向けて、港区の債権管理委員会へ付議する予定の案件として協議、了承いただいた18件の一覧でございます。そして3ページに参考資料といたしまして、港区の債権管理ということで昨年4月に新たに施行されました条例の内容、特に条例第13条で定めております債権放棄の要件、債権放棄の内容にかかわってきますので、こちらの方をつけさせていただいております。4ページには全体の債権放棄までの流れを図で示しております。本日は、この図のやや下でございます「放棄についての審議」についてご説明いたします。

それでは1ページをご覧ください。区の債権のうち地方税や、使用料・手数料、これら公債権につきましては原則5年の時効期間経過したら、欠損処分として処理しておりますが、奨学資金の貸付金返還金などの私債権につきましては、時効の援用がない限り放棄ができないということで、これまで長期にわたって回収できない、また不納欠損処理ができない債権が存在しておりました。

このために、これらの債権を一斉に管理することを目的として、昨年4月に新たに港区債権管理条例を制定、施行したところでございます。奨学金の返還につきましては、返還計画書を一人ひとりおつくりいただき、貸付終了後1年間の期間を置いた後、最長15年の計画で返還をしていただいております。計画どおり返還されない場合については、督促を行うなど、またそれぞれの方に返還が難しくなるような事情が発生した場合には、きちんと話を伺った上で、計画の変更等、柔軟に、臨機応変に対応しております。しかしながら、貸し付けを受けたご本人が死亡されるケース、所在が不明となるケース等があり、教育委員会としても債務者への対応に苦慮しているという状況でございます。このため港区債権管理条例の施行を受けまして、条例に基づき、今後も債権回収が困難

と見込まれる18件について、債権放棄に向けて債権管理委員会に付議する準備を進めることとなり、昨年7月22日の教育委員会臨時会でご協議いただき、了承いただいたところでございます。これが2ページの18件でございます。

その後、債権管理委員会へ付議に向けて、債権管理委員会の所管である契約管財課と詳細につきまして確認等をしてまいりました。最終的にこの18件のうち5件について放棄が可能ということで、債権管理委員会に付議したところでございます。

1ページの資料の2をご覧ください。その5件について表にまとめてございます。これは2ページの中の太枠で囲った部分につきまして、5件を抽出してここに放棄、了承されたものをまとめたものでございます。期間、金額は2ページと同じですが、放棄事由が具体的に債権管理委員会です承された理由を付してございます。

この中でまず1番目のCさんのケースです。これにつきましては、ご本人が平成15年に破産となっており、12月には免責が決定ということです。3ページの債権管理条例の債権放棄の要件の2号に該当するという事です。保証人については、平成5年に亡くなっているということが分かっているケースです。時効については、平成24年に既に到来しており、条例第13条の第7号該当ということで、債権放棄が妥当であるということで了承をされたものでございます。

2番のFさんです。こちらは、本人・保証人とも住所が不明、住民登録地に照会しても分からず、転出先不明で確認できないということで、6号に該当するという事です。また、平成26年に既に時効が到来しており、7号にも該当しています。

3番のHさんについても同じ理由です。6号に該当し、合わせて平成27年に時効が到来していることから、7号にも該当ということで、放棄が妥当ということで了承されております。

4番、5番の方につきましては、本人・保証人の所在については住所不明ということで6号該当となっています。この2件については、まだ時効は到来しておりません。しかし、本人・保証人両名とも外国籍のために、住所をこれ以上調査することが非常に困難であるということから、債権放棄について了承されたものです。

この5件の債権につきましては、本日の教育委員会で決定を受け、今後、内部で不納欠損処理を行う予定です。

なお、残る13件でございますが、現時点で時効が到来しておらず、また居住地のさらなる追跡調査が可能ではないかという指摘を受けております。また、ご本人が死亡されたケースもありますが、相続人の調査等、まだ調査の要因が残っているということで、引き続き調査していく予定です。

これ以外にも、返還がされていない債権がございます。公の貸付金でございますので、まずご本人等の所在を確認し、しっかりご説明をした上で、返還について進めていけるよう努力してまいりたいと思います。また放棄の要件に当たると判断できる場合には、この13件以外につきましても教育委員会で協議させていただいた上で債権管理委員会に付議していきたいと思っております。

説明は以上でございます。議案につきまして、ご審議の上、ご決定いただけますようお願いいたします。

○小島委員長 ただいまの説明に対して、何かご質問はございますか。

○綱川委員 奨学金を借りた人の中には、真面目に苦学しながら返している人、また生活を切り詰めて返している人も多くいらっしゃるわけで、その方々と差をつけてはよくないと思います。放棄事由もいろいろありますが、住所不明というのは、貸し付ける側の立場として本当にそれでいいのでしょうか。借り受けるときには、返済が滞った場合でも、追跡調査できるような資料をちゃんとそろえて契約を結ぶべきではないかと思います。区民や区議会からも注目されている事業ですので、適正に運営しているところを教育委員会として示さなければいけないと思います。ぜひ検討していただきたいと思います。

○庶務課長 ご指摘のとおりでございます。これら18件に限ったとしても、簡単に放棄していいものではございません。この奨学金制度は、就学し、その学びを将来に結びつけたいという思いの方を応援する制度でございます。そして返していただいたお金は、また次の方を応援するためにお貸ししてゆくというものでございます。こういった制度をきちっと運用していくためには、お貸ししたものはしっかりと返していただく機能を整えなければいけないと思っております。年数がたってから行動を起こしたのでは手遅れです。返還はもとより、最初に受付して貸し付けるところから、先々のことをしっかりと相手方とお話をして、きちんとこの制度が回っていくように適切に対応していかなければならないと思っております。しっかりと回収できるよう努めてまいります。

○小島委員長 返還計画書は、どの時点で提出させるのですか。

○庶務課長 貸付終了後です。そして、貸付終了後1年経過してから返還が始まります。

○小島委員長 返済が始まるまでの1年間の間に返還計画書を出させるということですね。

○庶務課長 学業を終えて就職し、生活の基盤がある程度できてから、生活に応じた返済計画を作り、返済を開始するということです。

○小島委員長 これを見ると全く返済していないケースが5件のうち3件もあります。やはり貸付終了後、速やかに返還計画書を提出させて、まず1回は必ず返済してもらおうということが大事なのではないでしょうか。ほかに何かありますか。

○澤委員 時効ということは、区に債権者としての権利がなくなるということですか。

○小島委員長 時効は、民法や商法で決められた時効期間が満了すると成立し、その後は債権者が債権を請求しても、債務者が、時効が成立していると主張すると、請求は認められません。この主張を、時効の援用といいます。しかし、時効が成立した後も、債務者が時効を援用せず任意で支払うことは認められています。時効によって義務を免れることを潔しとしないという考えを尊重したものです。

○澤委員 払うのは自主的な行為で、時効で援用がない場合に権利として請求することができるのかということですか。

○小島委員長 時効が成立した後は、債権者が請求しても、債務者が時効を援用すれば、その請求は認められません。

○澤委員 そうすると、いつまでも帳簿上に残っているということ自体がちょっとおかしいのでは

ありませんか。

○小島委員長 時効期間が満了した後でも、債務者が時効の援用をしてくれないと、その債権は残ったままとなっているので帳簿上残さざるをえません。そこで債権者が債権放棄をすることを認めることによって、債権は消滅したとして帳簿からはずすことができるようになります。

○澤委員 なるほど。区が時効を理由に債権放棄してしまうと、債務者が払うと言っても払わなくてもいいということになってしまうわけですね。

○庶務課長 地方自治法では、債権放棄する場合は、議決を要するということになります。これまでも、議決されればできたのですが、なかなかそこまでの手続も難しいだろうということです。地方自治法の中では、その他の条例で定める場合はこの限りではないということで、新たに債権管理条例を定め、条例に基づいて、今回、放棄をするものです。

○澤委員 そうなると、例えばこの18件の中で、Fさんという方は、管理委員会としては債権放棄してもいいのだけれども、まだ住所が分かる可能性があるから、さらにまだ回収に向けて努力しろということですか。そういう細かなことを債権管理委員会は指摘して外しているのですか。

○庶務課長 Eさんの例で見ますと、本人は破産なのですが、免責が決定されている確認がとれていません。破産は確認できているのですが、先ほどのCさんをご覧ください。Cさんについては破産、その後免責の確認をしています。

○澤委員 なるほど。いずれにしても、そういう細かなことを検討していただいているのですね。

○綱川委員 ということは、教育委員会で決定すれば、帳簿から消えるということですね。放棄ということは帳簿から消えるわけですね。

○庶務課長 はい。債権としては消滅します。

○綱川委員 そうすると、先程委員長がおっしゃった任意で返してきた場合、そのお金はどこに入るのですか。

○庶務課長 受ける理由がないのです。

○綱川委員 そうするとどうなるのですか。

○庶務課長 返還ということで申し出ても、そういう債権はございませんということになります。ですので、そうならないように、回収に向けてできる限りの努力をしないといけないと考えております。時効イコール放棄ではないということです。

○澤委員 普通の犯罪でも時効というのは重要な節目です。それぞれ事情はあると思いますが、なるべく時効になる前に返済が完了するように努力してください。

○小島委員長 実際問題としては大変ですが、何もしないまま時効が来てしまったというのは、やはり問題があると思います。

○綱川委員 でも本当に返せない人もいるわけですね。

○澤委員 本当に返せない人の場合には、本人がきちんと申告すれば猶予してもらえる場合もありますね。

○庶務課長 おっしゃるように猶予の規定もございますし、本人の事情で返還計画をつくり直すと

ということございます。教育委員会では平成25年11月から債権管理業務を外部に委託しており、委託を受けた業者が債務者と頻りに連絡をとったり所在地の確認をしたり、場合によっては現地確認までしているということで、その後に発生した債権については解決に向けて早期に行動を開始しております。しかしながら、それ以前のものについては、非常に苦慮しているという状況でございます。

○網川委員 3ページの一番下に、消滅時効に係る時効期間が経過したとき、奨学金の場合10年と書いてありますが、この10年というのは、どこが発生で10年なのですか。

○小島委員長 時効は、請求することができるようになったときから起算するものです。

○網川委員 最後に払ったときではないわけですね。例えば途中で1万円でも返したら、そこから10年になり、最初から全然払ってない人は貸し付けが終わったときから10年になってしまうのですか。

○小島委員長 今、網川委員がおっしゃいましたが、一部払ったときのことを債務承認と言います。この債務承認はそこで時効が中断されることとなります。そして中断されたときから10年後に時効が成立することとなります。

○網川委員 途中で1,000円でも返していたら時効は延びてしまうのですね。

○小島委員長 途中で1回払うとそこが時効中断になり、そこから10年後に時効が成立します。だから1回も払わなければ、1回目の償還日の日から10年後に時効が成立するわけです。

○庶務課長 通常、貸付が終了した1年後から返還を始めます。

○小島委員長 そうであれば、全く返済しない場合は、貸付終了後、11年で時効が成立するわけですね。

○網川委員 請求書を送り続け、相手が受け取っていたという証拠があれば、時効は延びるのですか。

○小島委員長 請求書を送ることは民法上の「催告」という中断事由にあたりますので、時効は中断しますが、この催告の場合は6か月以内に裁判を起こしたり、仮差押え等をしないと中断の効力は生じないことになっています。

○網川委員 内容証明で請求書を送り、受領が確認できれば、時効延長が成立するのですね。

○小島委員長 6か月以内に裁判を起こすこと等により、時効中断の効力が認められます。内容証明郵便は、このような内容の催告がなされたということが公に証明されるので広く利用されています。

○網川委員 分かりました。

○小島委員長 3ページの債権放棄についてのところで、「以下の事由によって債権放棄ができます」と書いてありますが、「以下の事由で時効が成立し債権放棄となります」と書いてあれば、どの事由に当たっても、そこでもう終わりになるわけです。ところが「できます」と書いてあるから、時効が成立しても、まだ住所が分かりそうだから認めないとか、非常に分かりにくくなっています。だから債権放棄ができますという書き方がいいのか、この1号から7号のそれぞれの事由があれば、

もうそこで債権放棄としますとするのか、それによって先程の澤委員の質問に対する回答が出てきます。

○澤委員 ここに18件あって3と6は債権放棄し、1と2は債権放棄しないという意味がこの表だけだとよく理解できないかもしれませんね。

○小島委員長 「1号から7号までのいずれかに該当すれば債権放棄となります」と規定すれば、処理できる案件も増えるはずなのですが。

○庶務課長 条例自体はできるとなっています。

○小島委員長 できる規定なのですね。そうなってくるとあとは本人や連帯保証人の状況等を総合判断して決めましょうという考え方になりますね。

○庶務課長 そこで客観的に公正に判断するという意味で債権管理委員会があります。

○澤委員 はい、分かりました。

○小島委員長 今後、貸付ではなくて、給付型という意見も非常に増えています。しかし、あくまでも奨学金なので他の債権と同列に考えず、教育委員会として判断や運用を独自に考えていただきたいと思います。

○綱川委員 給付型はもらう方にとってはいい制度です。貸付型だと困っている多くの人に利用してもらえますが、給付型になると、予算ともらえる人が限られてきます。貸付を受けておきながらモラルを破る人がいるということが非常に残念で、給付型にすればこういう問題がなくなるからいいのではないのという意見もありますが、それでいいのでしょうか。最初に「返還します。」という契約をして貸し付けているのですから、「無理のない返済計画をお作りいただき、基本的に全額返還していただきます。そして次世代に受け継ぎます。」というのが教育委員会のあり方だと私は思うのです。正直者が損をするようなことを、公は絶対にやってはいけないと思います。

○小島委員長 いろいろ興味深い論点がありますが、この案件はこの辺でよろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第39号については原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議がないようですので、議案第39号については原案どおり可決ということになりました。

2 議案第40号「港区文化財総合目録」への新規登録について

○小島委員長 次に、議案第40号「『港区文化財総合目録』への新規登録について」説明をお願いいたします。

○図書・文化財課長 それでは、議案第40号「港区文化財総合目録」への新規登録につきまして、ご説明をさせていただきます。議案資料ナンバー2でございます。

1ページをご覧ください。内容でございますが、港区文化財保護条例第36条の2の規定に基づき、三つの文化財につきまして、今回、港区文化財総合目録に登録を行うものでございます。

まず、1「登録を行う文化財の名称」でございます。

(1)「大門」です。種別は有形文化財の建造物でございます。員数は1棟でございます。所有者は宗教法人増上寺となっております、所在地は記載のとおりでございます。

次に(2)「金杉川口河岸町屋絵図面」でございます。種別は有形文化財の歴史資料になります。所有者は港区教育委員会、所在地は郷土資料館になります。

最後に(3)「伊藤家旧蔵鑑札他一括」でございます。種別は有形文化財の歴史資料で、員数は31点となっております。所有者は港区教育委員会、所在地は郷土資料館でございます。

2の登録の時期でございますが、本日、ご審議をいただきまして、可決していただいた後に5月の登録を予定しております。

裏面をご覧ください。それぞれの文化財の概要についてご説明をさせていただきます。

(1)「大門」でございます。増上寺正門前に立地しており、本堂、三解脱門とともに門前の軸線を形成する門で、昭和12年に再建されたものとなっております。鉄筋コンクリート造で、それまでの増上寺大門の意匠を踏襲する試みとなっております。反りを伴った切妻屋根、繰形をもつ持送り、垂木、六葉などが、木造さながらの表現となっているものです。

戦災を免れて、竣工から間もなく80年経過するという状況でございます。

続きまして、3ページをご覧ください。「金杉川口河岸町屋絵図面」でございます。こちらは倉松屋嘉兵衛の求めにより棟梁である上田喜三郎常昌が引いた屋敷の絵図面となっております。今から約190年前の1829年文政12年の作品となっております。描かれている範囲は、現在の浜松町二丁目の7番、11番から13番に相当する地区となっております。図面から発注者の倉松屋嘉兵衛は材木商であったと考えられます。本図に類する絵図面はほかにはないということ、そして江戸時代の町屋の様子を知る上で貴重な資料となっているものでございます。

最後に、4ページをご覧ください。こちらは「伊藤家旧蔵鑑札他一括」でございます。こちらは1987年、昭和62年に、区民から寄贈された資料となっております。年代の明瞭な資料から、こちらにある31点の資料は、1807年文化4年から1919年大正8年までのものとなっておりますが、多くのものは江戸時代に発行されたものと推測されております。寄贈者の家系は江戸時代から代々浜御殿、現在の浜離宮でございますが、こちらに出入りする左官職人であったということが分かります。区内の江戸時代の職人に関する資料は少ないということから、本資料群は貴重なものでございますので、登録をさせていただきたいと考えております。

甚だ簡単ですが説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何か質問ございますか。

○澤委員 (2)の絵図面に興味をひかれたのですが、この範囲が現在の浜松町二丁目7、11、12、13というと、随分広い面積なのでしょうか。絵図面を見ると真ん中あたりは農地みたいなものがあるのですか。

○図書・文化財課長 こちらは写真が分かりづらいので、事務局の方でパネルを用意させていただ

きました。こちらが川で、東西に通りがございます。こちらのオレンジ色になっている部分は、材木や竹等を保管する場所であったと推測されております。

○澤委員 川から木材等を陸に上げるようなところもあったのでしょうか。

○図書・文化財課長 そうですね、こちら橋の土台、橋脚という形になっておりますので、橋のすぐたもとということになっております。

○綱川委員 久しぶりの登録ということですが、登録をしたことによって、何か変わることはあるのですか。

○図書・文化財課長 登録を行うことのメリットでございますが、税の面で固定資産税や相続税等の優遇措置や占用料が減免されると聞いております。今回は、郷土資料館に保管しておりますので、こうした優遇措置を受けることはありませんが、未指定の文化財であっても、修理や修復に対して区の助成金が10万円を上限に支出されることになっております。

○綱川委員 指定文化財ではないのですか。

○図書・文化財課長 指定文化財ではございません。あくまでも登録の文化財ということです。

○綱川委員 この総合目録に登録されると、減免とか優遇措置が発生するのですか。

○図書・文化財課長 そのとおりでございます。

○綱川委員 ありがとうございます。

○永山委員 (3)ですが、30年ほど前に寄贈されたものを、今になって登録するのは何か意味があるのでしょうか。

○図書・文化財課長 こちらにつきましては、新郷土資料館開館に向けて、貴重な資料であるということで登録をさせていただきたいと考えております。

○小島委員長 ほかに何かございますか。よろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第40号については原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議がないようですので、議案第40号については原案どおり可決することと決定いたしました。

日程第2 教育長報告事項

1 特別支援教室の利用者数について

○小島委員長 次に、日程第2「教育長報告事項」に入ります。

では、「特別支援教室の利用者数について」ご説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、資料ナンバー1をご覧ください。「特別支援教室の利用者数について」ご説明をさせていただきます。

最初に1ページをご覧ください。これは学校別の特別支援教室利用児童数でございます。左側が学校名で右側が累計数です。

まず芝浦小学校が一番利用した児童数が多く、41名でございます。2番目は港南小学校で15名。続いて御成門小学校、芝小学校、東町小学校が各14名です。在籍児童数が多い学校が特別支援教室の利用者数も多くなっているということでございます。合計利用者数は185名でございます。一番下のアスタリスクのところですが、1年生の対象児童については原則として学校で授業観察を行った後、校内委員会に諮り、7月に判定委員会にて決定する予定になっております。赤羽小学校の1年生がすでに1となっておりますが、これは昨年度の就学相談の中で特別支援教室利用が妥当と判断された事例でございます。

裏面をご覧ください。こちらは今の表をグループ別に分けたものでございます。グループ別でも利用した児童数が多いのは一番上の芝浦小学校を拠点校とするグループで、グループ合計は61人でございます。

2番目に多いのは、御田小学校を拠点校とするグループで芝小学校、高輪台小学校が入っております。ここは37人です。

3番目は赤坂小学校を拠点校とするグループで28名です。特別支援教室は4月中旬から授業を開始しておりますが、今後、7月に再度対象児童を増やす予定でございます。新たに制度を有効に活用できるよう、今後、学校と協議しながら対応してまいります。簡単ですが説明を終わります。

○小島委員長 ただいまの説明に対して、何か質問はございますか。

○綱川委員 教員は適正に配置できているのでしょうか。巡回教員で、1グループに2、3人と聞いています。児童数が多いところと少ないところでは差がありますが、配置人数は適正でしょうか。また、特別支援学校教諭免許をお持ちの先生が港区にはどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

○指導室長 ご指摘のように、各グループで人数が異なることから、1のグループには61名に対して巡回指導教員を5名つけています。2の御田小学校のグループには3名。3の白金の丘小学校のグループと4の筈小学校のグループには2名。東町小学校のグループには4名。赤坂小学校のグループには3名つけております。

特別支援教育の教員免許には、知的障害、肢体不自由、難聴と視覚・聴覚障害に該当するものがありますが、現在のところ、発達障害にかかわる特別支援の教員免許というもの自体がございません。ただ、特別支援の免許をとるときは、発達障害に対する学習も、当然しているかと思えます。

現時点では、この19名の教員がどういう形の免許を取得しているか、ということは把握しておりませんが、東京都も特別支援学級に配置される教員には、特別支援の免許を持っていることが望ましいとしております。以前に比べて特別支援の免許を持っている教員が増えてきている状況のようですが、現状としてはまだ十分ではありません。都の教育委員会の仕組みの中で、特別支援の免許を取得できる講座等も開設されております。年間とれる単位が決まっています、簡単ではありませんが、特別支援学級の教員になったときに専門の免許を持っていない場合は、希望すれば講座を受けて少しずつ単位をとれる形になっています。教育委員会としても特別支援学級の専任の教員になった場合には、特別支援の免許状をとるように働きかけ、支援していく必要があると思っております。

○小島委員長 この特別支援の資格というのは、小学校中学校の教員免許を持っていて、さらにこの特別支援教育の免許をとるという仕組みなのですか。

○指導室長 免許状の種類としては、特別支援教育の免許ということですので、小学校・中学校で教えらるる免許状とは別のものです。したがって特別支援教育の免許だけでは小学校全科を教えることができません。

特別支援教育の免許をとる方は、中学校の免許または小学校の免許を取得した上でとっている方が多いようです。

○小島委員長 分かりました。

○澤委員 特別支援教室の趣旨は、「発達障害等の子どもたちが個々に合った環境で無理なく学校生活をおくれるように」ということだと思うので、「特別支援教室」という名前にアレルギーを持たないような指導をしていただくことが大切だと思います。

○指導室長 ご指摘のように学務課としては「特別支援教室」という名称で開設しておりますが、各学校は「さわやか教室」等、独自に名前をつけています。以前は授業の形態も、担任教諭1人対クラス全員の子どもたちで進められておりましたが、現在は、算数の少数指導であったり、またそこに学習支援員が入ったりと、さまざまな形態で進められております。したがって子どもたち自身も別室で指導を受けるということに、以前ほど抵抗がなくなっていると実感しているところです。本当に支援が必要な子どもたちが、抵抗なく学校生活になじめるように、各学校には特に配慮しながら、この特別支援教室の運営をしっかりと進めていくように、指導していかなければいけないと思っております。

○澤委員 ありがとうございます。

○綱川委員 やはり「特別支援教室」というと抵抗があるかと思うので、なるべく、子どもたちが通しやすい名称にしてあげた方がいいと思いますので、ご検討いただければと思います。

○小島委員長 特別支援教室に関連して、子ども同士、また保護者も含め、トラブル等はありませんか。

○指導室長 トラブルが多いか少ないかは別として、発達障害と疑われるお子さんの場合、どうしても集団に適応できないケースがあり、子ども同士のトラブルが全然ないというわけではありません。保護者間で話し合いの場を持たないといけないケースもあるようですが、必ず学校が間に入り、大きな揉め事には至っていないようです。発達障害に対する保護者の理解も、徐々にではありますが進んできていると感じています。

○小島委員長 子どもたちはあまり気にしておらず、一部の保護者の偏見がトラブルにつながるのでしょうか。

○指導室長 偏見のようなものがないわけではありません。

○永山委員 5、6年生になると利用人数が減りますが、何か理由があるのですか。今年の5年生は24名ですが、去年4年の段階では50名近くいたものが今年5年生になって半減したのでしょうか。

○学務課長 昨年度までは6校で35名ぐらいしかいなかったのですが、今年の資料だけでは比較ができない状況です。来年以降いくつか資料を合わせて比較したいと思います。

○小島委員長 ほかに何かございますか。よろしいですか。

(なし)

○小島委員長 それでは、この案件はここまでといたします。

2 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ誘致に向けての取組状況等について

○小島委員長 続きまして、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ誘致に向けての取組状況等について」説明をお願いいたします。

○生涯学習推進課長 資料ナンバー2をご覧ください。オリンピック・パラリンピックにつきましては、参加国の事前のキャンプを誘致することで、区民にとって世界のトップアスリートの活躍を身近で感じることができ、オリンピック・パラリンピックの機運の醸成になるということから、区民の理解を得ながら区の施設を提供し、その誘致に向けて区として積極的に働きかけていきたいということで、平成27年9月に組織委員会に対して意思表示を行いました。港区ではバレーボール、バスケットボール、そしてパラリンピックの競技の車椅子バスケットボールの、合わせて三つの種目について、港区スポーツセンターを練習の施設に使うってほしいという形で申請し、その結果、「技術要件に適合」という回答をいただきました。それに伴い、大会組織委員会がホームページ等で発表する「ガイド」に掲載するための、港区の自治体の情報や練習施設の情報等のデータを登録いたしました。

「今後の取組」でございますが、この大会組織委員会が作成するガイドを活用する一方、東京都が作成するキャンプ候補地の紹介用のホームページへも港区のデータを登録する準備を進めております。大会組織委員会のガイドは8月に、東京都のホームページは7月に公開される予定ですので、それぞれの情報をできるだけ活用して交渉を進めていくとともに、区としても大使館や、港区内の企業等と協力し、誘致を進めていきたいと思っております。

2ページをご覧ください。大会組織委員会のガイドは、その技術の要件の基準が厳しく、掲載できる種目が3種目でしたが、東京都のホームページには、オリンピックは14種目、パラリンピックは11種目を掲載できるということで、合計25の種目の掲載を予定し、誘致を進めていきたいと思っております。

また、事前のキャンプについてはあくまでも参加国が任意で行う練習・トレーニングの会場ということになりますが、本番の公式の練習の会場は、大会組織委員会が参加国に対して日時や場所を指定し、練習を行うという会場でございます。その公式練習の会場について、大会組織委員会から特別区に対し、ぜひ公式の練習会場として各区の施設を利用したいという依頼がきております。

具体的に港区がどの競技の公式練習の会場になるかということは、平成29年の夏までに決まる予定でございます。今年度、港区といたしましては、まず、事前のキャンプの誘致を積極的に進め

ていきたいと思っております。そして、港区の施設が公式練習の会場に決まった場合、それ以外のキャンプについても、調整をしつつ誘致を進めていく予定でございます。公式練習の会場としての使用は平成32年4月から9月までで、それ以前に事前キャンプの誘致を行っていく形になります。

なお、一般のスポーツセンター利用者の方々には、一部利用の制限が行われることになると思っています。区民の方のご理解をいただけるよう配慮を進めていきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。

○澤委員 大会組織委員会と東京都では、ガイドにのせる基準が違うようですが、何がちがうのですか。選ぶ側からすると、どういう判断基準になるのですか。

○生涯学習推進課長 大会組織委員会の方はより基準が厳しく、例えばコート面積、天井までの高さ、床面の材質等、かなり厳しく決められておりますが、東京都の方は、例えばコートが何面あればいい等、比較的緩い条件になっています。

事前キャンプを任意で行いたいという参加国の方は、選手団がどういう目的でどう使いたい、という意向を踏まえ、各区の施設と交渉し決定してゆくものです。

より厳密に本番に近い環境でということであれば、ある程度大会組織委員会のガイドにのっとった形が必要だということです。東京都のホームページで紹介している施設はあくまでもそのガイドの基準をクリアしたものではないというところをしっかりと説明し、誤解がないような形で交渉を進めていかなければいけないと思っております。

○澤委員 利用する国の判断次第ですね。

○綱川委員 公式練習会場になる可能性はどのくらいあるのですか。

○生涯学習推進課長 まだ具体的なところは調整中だと思いますが、特別区に対しては、大会組織委員会も東京都も公式の練習会場として、ぜひ使いたいという要望が来ていますので、いずれかの種目で、スポーツセンターが公式練習の会場に使われる可能性は非常に高いと思います。

○綱川委員 港区の施設で公式練習が行われることになれば、区民の意識も盛り上がり、ぜひ練習を見に行きたいという意見や希望も出てくると思いますが、難しいのでしょうか、何か良い方法はないのでしょうか。

また、事前キャンプの誘致を進めている間に、公式練習場の誘致がだめになってしまう可能性はないのですか。

○生涯学習推進課長 公式会場につきましては、やはりアスリートのコンディションを優先することになるので、基本的には非公式になってくるかと思えます。ただ、練習会場を見学するだけではない交流の仕方、区民の参加・触れ合い等、機運の醸成につながる活動を、港区としても積極的に行っていきたいと思っております。事前のキャンプについても、あわせて区民のスポーツの振興につながるようにしていきたいと思っております。

○永山委員 オリンピック開催まで、そろそろ4年になってきました。生涯学習推進課の中だけで進めていくのではなく、もっと組織的に取り組んでいただきたいと思います。

○生涯学習推進課長 以前から専従の組織が必要だというお声をいただいております。これは全庁的にかかわるところですので、所管部署とも相談していきたく思っております。

○小島委員長 事前キャンプも公式練習会場も、素晴らしいアスリートを間近に見ることができるとなれば、区民の気持ちの盛り上がりで大変役に立ち、非常に有意義だと思います。公式練習場に指定された場合、スポーツセンターの区民利用がどの程度制限されるのでしょうか。代替施設の用意等は考えておられますか。

○生涯学習推進課長 やはり、区民の方の利用という部分をしっかり考えていかなければならないと思っております。スポーツセンターのアリーナやサブアリーナは一般利用者の出入りは禁止せざるを得ないと思いますが、他の階にある多目的施設や競技場、運動場等は、一般利用者が使えるように交渉していく考えでおります。

○小島委員長 スポーツセンター以外にも提供できる区有施設はあるのでしょうか。

○生涯学習推進課長 スポーツセンター以外にも、野球場やテニスコート等の施設もございますが、大会組織委員会のガイドで基準を厳しく示しているようなところもありますので、スポーツセンター以外の一般の運動場・野球場等については難しいと思います。

○小島委員長 分かりました。ほかに何かありますか。よろしいですか。

それでは、この案件はこの程度とします。

3 図書館の平成27年度利用集計について

○小島委員長 続きまして、「図書館の平成27年度利用集計について」説明をお願いします。

○図書・文化財課長 それでは、図書館の平成27年度の利用集計についてご説明をさせていただきます。

教育委員会資料ナンバー3をご覧ください。図書館の利用状況につきましては毎月ご報告をさせていただいておりますが、1年間分ということで特徴的な部分についてのみご紹介をさせていただきます。

3ページをご覧ください。一番下の段の合計の欄に、利用登録者数が出ております。こちら年間を通しての数字ですが、平成27年3月の段階では16万8,211人ということで、前年度の同時期と比較しますと1万4,000人ほど減少しています。地区別で図書館別で見ますと、麻布図書館につきましては開設後順調に利用登録者が増加しているという状況でございます。また高輪の分室につきましては子どもの人口が増加していることもあり、前年度と比較して登録者数が増えているという状況でございます。それ以外の図書館につきましては、残念ながら利用登録者数は減少しております。トータルの利用登録者数につきましても、4月から8月までは前年度を上回る登録者数があったのですが、9月以降に減少に転じておりまして、その状況について原因を分析中でございます。

1ページにお戻りください。図書館の利用集計表ということで、こちらは貸し出しの実績数になります。一番下の合計欄をご覧ください。貸し出し数ということで上から図書、雑誌、視聴覚資料

という順になっております。図書につきましては前年度と比較しましても約2万冊の増ということで、順調に増加しておりますが、雑誌、CD、ビデオテープ、DVDについては、残念ながら前年度と比較すると若干の減という状況になっております。CDの減が比較的顕著になっており、年間で約2万7,000タイトルの減ということでございます。

甚だ簡単ではございますが、説明は以上です。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問はございますか。

○綱川委員 3ページが一番下の「利用登録者」と書いてありますが、これはカードを発行している人数ということですか。

○図書・文化財課長 そうです。

○綱川委員 ということは1万4,000減ってしまったのですね。

○澤委員 台場区民センターの予約数が大幅に減っていますが、何か理由はあるのでしょうか。

○図書・文化財課長 申し訳ございませんが、現在はまだそこまでの分析はできておりません。

○澤委員 登録カードを作っても、長期間利用していない人は、登録を抹消していると聞きました。登録者の減少も、そういったデータ処理上の問題なのか、現実に利用者が減っているのか。また、その理由は何なのか。原因の分析をお願いします。

○図書・文化財課長 ご指摘いただいたところを踏まえ、原因の分析を丁寧にやってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○澤委員 分かりました。

○小島委員長 それではこの案件はこの程度でよろしいですか。

(なし)

4 平成28年度港区小中学生海外派遣事業について

○小島委員長 次に、「平成28年度港区小中学生海外派遣事業について」ご説明をお願いいたします。

○指導室長 それでは、「平成28年度港区小中学生海外派遣事業について」教育委員会資料ナンバー4に基づいてご報告いたします。平成19年度から始まりましたこの事業も、今年度で10回目となります。平成21年度は残念ながら新型インフルエンザの影響で中止になりましたが、回を重ねて10回目ということで、今年度もこれまでの成果を生かしてより充実した事業にできればと考えているところでございます。

「事業の目的」ですが、港区の小・中学生を海外に派遣することで、外国の自然、文化、社会を直接体験し、国際理解の基礎を培うとともにコミュニケーション能力の向上を図るというものでございます。

派遣期間は、小学生は、7月21日から29日まで、ホームステイは5日間、現地プログラムは3日です。中学生は、例年より若干早い日程になっております。平成28年8月10日から8月19日の10日間で、ホームステイは6日間ということでございます。なお団員は、小学校6年生の

児童が36名、中学校の生徒が40名、引率者は両方とも団長1名、教員6名、指導主事1名で構成する予定でございます。なお、事前事後の研修を実施して、このオーストラリアでの派遣が成功するように、また終わった後の報告会の準備等についても、しっかりとできるように指導していきたいと思っております。

結団式、報告会の予定ですが、結団式を5月16日の月曜日、報告会を9月10日の土曜日に行う予定でございます。教育委員の先生方には、ご出席をお願いいたします。

派遣団員の男女比について、毎年ご指摘受けるところですが、数字のみのご紹介をさせていただきます。今年度小学校は男子が64名、女子が74名の応募があり、応募については大きな差はありませんでした。派遣生として決まったのが、小学生の場合は男子が12名、女子が24名ということで、ちょうど1対2の割合ということでした。これも大体去年と同じ割合です。

中学校は、応募が男子31名、女子52名の合計83名で、派遣生徒に決定した男子が11名、女子が29名で、これは小学生よりも若干女子の割合が高いという結果になりました。

以上のような状況ですが、こちらについての理由としては、やはり小学生の場合は、発達の状況でやむを得ないかと思っております。女子の方が男子に比べて考え方がしっかりしてきているということでしょうか。中学校についても応募の割合自体が女子中学生の方が多く、英語力等についても、女子の方が勝っているという状況のようです。

説明は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して、何かご質問はございますか。

○綱川委員 中学生の派遣時期についてですが、昨年、できれば小学生と同じ時期にして、中学校の先生にも多く参加していただきたいと指導室長にお願いした件についてと、その小学生と中学生の派遣時期が違う理由のひとつが、担当の添乗員が特定の一人しかいないから、ということでしたが、昨年は、その方が転勤したため、今までの慣れた方とは別の添乗員で滞りなく終了しました。同じ添乗員でなくてもいいのではありませんか。

○指導室長 まず、中学生の日程ですが、同じ予算の範囲の中でこの日程が組めるということで、8月10日出発ということになりました。また一緒に添乗してくれる方の件ですが、委託する業者の事情で、おひとりの担当者に小学校も中学校も両方見ていただいているということから、やはり同じ方が両方を引率するという形はやむを得ないと考えます。

また、夏休みはこの海外派遣だけでなく、夏期学園等の日程もあります。引率教員の負担ということもありますので、現時点ではこういった日程が精いっぱいだと思います。研修のやり方や、指導室の体制も含め、小学生と中学生と一緒に派遣するのは、現実では難しいと思います。

○綱川委員 今までの説明とは違いますが、分かりました。なるべく中学の先生が行きやすいような時期にしてあげられればいいのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○小島委員長 ほかに何かございませんか。

○澤委員 指導室長からも説明があったように、小学校の場合、応募者数では大差ないにもかかわらず、選出されたのは、男子が12名、女子が24名で、男子は女子の半分でした。実力で女子が

選ばれているということは非常にいいことだと思うのですが、ただ綱川委員が言われたように、これは本当にいいことなのでしょう。小学校高学年ぐらいまでは、女子の成長の方が男子よりも早く、能力や目的意識等を公平に判定すると女子が選ばれてしまうというのは、何かすごくごもつともな理由のように聞こえるのですけれども、このままだと女子ばかりが選ばれるようなことになってしまうのではないかと心配です。

○綱川委員 成長の度合いとか目的意識の高さ等を基準にして公平に振り分けてしまうと、男子がいくら希望しても、女子の方が多く選ばれてしまうわけですね。

○指導室長 小学校の場合は各クラス1名という決まりがあります。希望者の男女比がほぼ同じであっても、どのクラスからも女子が選ばれてしまうようなことが起こるのは、今、申し上げたような理由であるのかと思います。男子にも女子にも同じように均等に機会をあげなければいけないということであれば、必ず男女同数を割り当てるという考え方もあるのですが、それは予算、引率する教員、スケジュールの関係でなかなか難しくなります。他の区の例ですが、偶数年度は学校で男子1名、奇数年度は女子1名というように交代制にしている、その学年になったとき、男子しか選ばれない年度ならば、女子は権利がないという区もあります。そう考えますと、港区の場合は、男子女子ということではなく、同じ条件の中で選出しているということから、男女平等は保たれているわけです。女子が多く選出されていることについては、今後もこの数字について、注視していきたいと思っております。

○綱川委員 長崎での平和青年団の団長をさせていただいたときも、参加者は女子しかいませんでした。また、成人の日記念の集いの実行委員も、ほとんど女子が手を挙げてくるというような状態ですので、男子も頑張ってもらいたいというのが本心でございます。

○小島委員長 この件はこの辺でよろしいですか。

(なし)

5 平成28年度「組体操」における事故防止に向けた取組について

○小島委員長 次に、「平成28年度『組体操』における事故防止に向けた取組について」説明をお願いいたします。

○指導室長 それでは、「平成28年度『組体操』における事故防止に向けた取組について」教育委員会資料ナンバー5でご説明をいたします。組体操につきましては、報道等によってさまざまな論調がある中、教育委員の先生方からもさまざまなご意見を頂戴しているところです。学校も既に準備を進めているところでございますが、今回、この取り組みについてこの教育委員会に報告し、この趣旨ののっとり運動会の組体操の取り組みを進めるという形をとることになります。よろしくお願いたします。

まず、1の目的ですが、この組体操については、達成感や連帯感を得られる等の教育の効果がある一方で、練習中のけが等が発生している状況にあります。そういったことを踏まえて、このような通知を出して、学校に安全に配慮した事故防止に向けた取り組みをするようにということで、こ

のご報告をするものでございます。

次に2の事故防止に向けた取り組みについてご説明します。

(1) 校長は、安全を第一に優先します。担当教員の作成する実施計画をもとに、練習も含めて子どもたちの発達の状況や教員の指導体制、補強体制等を踏まえ、実施の可否と実施種目を決定します。

(2) 組体操を実施する学校は、2ページにある「組体操指導計画書」を提出します。「ねらい」「育てたい力」「実施学年・指導者」、そして「実施技及び留意点」などを明示します。さまざまな技の略称もついておりますが、こちらで分からない場合には確実に確認をして進めていきます。安全のためにどんな対策をとっているか、何回の練習で本番を迎えるのか等を記入し、こちらで安全が確認できなければ組体操の中止も視野に、校長先生に指導室から指導させていただく考えです。

(3) 指導室を通して、指導主事が必要に応じて練習の観察をして指導・助言をします。

(4) 俗にいうタワーやピラミッドといわれるもの、高い位置に上る技や1人に多大な負荷のかかる技については、指導中の児童・生徒の実態から校長ができないと判断した場合には、その技は実施を見合わせます。その際は再度裏面の様式1を再提出します。

(5) 学校は練習の際、マット等補助具を活用したり複数の教員が補助したりして、児童・生徒の安全の確保に努めます。

以上でございます。

現時点の調査では、中学校では昨年度は10校中4校が組体操を実施していましたが、今年度は10校中2校。小学校では昨年度は18校中18校全校で実施しておりましたが、今年度は18校中13校が実施を考えているところです。組体操と言っても「大地の創造」等の名前をつけ、内容的には学習指導要領にある表現活動に合わせた形で実施し、その中の表現の一つにピラミッドのようなものを入れているという学校もあります。いずれにしても組体操と同様のものとして捉え、安全な指導ができるように確認し、また本番を迎えられるように指導していく考えです。

以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。

○澤委員 児童・生徒の安全を第一に考えて指導してください。事前に提出する「指導計画書」も大いに役に立ててください。

○永山委員 組体操に限らず、今の子どもたちは運動する機会が少なくなったせいも、転んでもすぐけがしたり骨折したりということが多いため、子どもたちが普段から体を動かせるような取り組みを、学校だけではなく、地域も交えてみんなで考える機会があったらと思います。

○指導室長 実際、オリンピック・パラリンピック教育に関連し、子どもたちの体力向上に向けた取り組みを、港区としても実践していかなければいけないと考えています。港南小での様々な実践で体力が向上しているというデータを共有し、そういった取り組みを各学校で実施しながら、学校教育の中で、また就学前の教育や遊びを通して、子どもたちの体力的な基礎を培うことを常に頭に入れて指導していかなければいけないと考えています。

○小島委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

6 生涯学習推進課の5月事業予定について

7 図書館・郷土資料館の5月行事予定について

8 5月指導室事業予定について

○小島委員長 それではこの案件はこの程度としまして、次に「生涯学習推進課の5月事業予定について」「図書館・郷土資料館の5月行事予定について」「5月指導室事業予定について」、この3件の定例報告につきましては配布資料のとおりです。

各案件について、何かご質問はございますか。

○澤委員 一つ教えていただきたいのですが、スポーツ関係の指定管理者の中で、1 ノルディックウォーキング、2 バーオソルピラティスとありますが、これはどういうものですか。

○生涯学習推進課長 バーオソルピラティスというのは、バレエダンサーのトレーニングのバーオソルと、負傷した兵士のリハビリのために考案されたトレーニングに、ピラティスというゆっくりしたヨガのような運動を合わせ、さらに整体理論を取り入れた、新骨格改善トレーニングだそうです。ノルディックウォーキングは、スキーのストックを使ってウォーキングをするもので、高齢の方でも楽しめるということで、非常に人気が高いと聞いております。

以上でございます。

○澤委員 ありがとうございます。

○小島委員長 ほかに何かありますか。よろしいですか。

それでは、本日の予定している案件は全て終了しましたが、庶務課長、ほかに何かありますか。

○庶務課長 特にございません。

「閉会」

○小島委員長 なければ、これをもちまして閉会といたします。

次回定例会は、5月10日火曜日、午前10時から開催しますので、よろしく願いいたします。

皆さん、お疲れさまでした。

(午後4時40分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 小島 洋 祐

港区教育委員会委員 永 山 幸 江